

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年8月19日
【会社名】	本州化学工業株式会社
【英訳名】	Honshu Chemical Industry Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 福山 裕二
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋三丁目3番9号
【電話番号】	03-3272-1481
【事務連絡者氏名】	取締役人事総務部長 池田 宣良
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋三丁目3番9号
【電話番号】	03-3272-1481
【事務連絡者氏名】	取締役人事総務部長 池田 宣良
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2021年8月17日開催の当社臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2021年8月17日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 株式併合の件

当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）について、以下を内容とする株式併合（以下「本株式併合」といいます。）を実施するものであります。

① 併合の割合

当社株式について、1,912,798株を1株に併合いたします。

② 株式併合がその効力を生ずる日（効力発生日）

2021年9月16日

③ 効力発生日における発行可能株式総数

24株

第2号議案 定款一部変更の件

本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第182条第2項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数は24株に減少することとなります。かかる点を明確にするために、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第6条（発行可能株式総数）を変更するものであります。

また、本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は6株となり、単元株式数を定める必要がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第8条（単元株式数）及び第9条（単元未満株式についての権利）の全文を削除するとともに、これに伴う条数の繰り上げを行うものであります。

なお、本議案に係る定款変更は、本臨時株主総会において本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生することを条件として、本株式併合の効力発生日である2021年9月16日に効力が発生するものといたします。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数（個）	反対数（個）	棄権数（個）	決議結果	賛成割合（％）
第1号議案 株式併合の件	99,191	11,624	0	可決	89.5％
第2号議案 定款一部変更の件	99,181	11,624	0	可決	89.5％

※ 各議案の可決要件は、次のとおりであります。

第1号議案及び第2号議案は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

議決権の数に本臨時株主総会に出席した株主の議決権の数は全て算入しており、該当事項はありません。

以上